

専 門 委 員 会 設 置 規 程

(設 置)

第 1 条 会長は、一般社団法人 山口県子ども会連合会（以下「県子連」という）の企画運営等に関する重要事項を調査審議させるため専門委員会をおく。

(組 織)

第 2 条 専門委員会は、学識経験のある者のうちから理事会の推薦を得て、会長が委嘱した委員をもって組織する。

2 委員会に委員長をおく。

3 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、会務を統理する。

5 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(任 期)

第 3 条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 任期途中で委嘱された委員の任期は、現任者の残任期間とする。

(招 集)

第 4 条 委員会は、常務理事がこれを招集する。

(庶 務)

第 5 条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

(雑 則)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、委員会の設置に関し、必要な事項は、その都度会長が別に定める。

(附 則) この規程は、昭和61年7月8日から実施する。

この規程は、令和6年4月1日から実施する。